

**民間企業が有する資源等の調査・連携推進業務委託
(長期継続)**

受託事業者募集要項

令和7年5月

大阪市福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課

1 案件名称

民間企業が有する資源等の調査・連携推進業務委託(長期継続)

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的

高齢者がいつまでもいきいきと元気に暮らすことができるよう、これまで以上に介護予防の取組みが重要である。

介護予防の取組みについては、これまでも一定行ってきたおり、住民主体の通いの場への「月1回以上の参加率」は、全国平均を大きく上回っているものの、より参加率を上げるためには「これまで介護予防にあまり興味がなかった人」への仕掛けが必要である。

地域では、多様な生活支援・介護予防サービスが民間企業や地域の産業等に携わる様々な主体により事業化され、地域における様々な局面で高齢者の日常生活を支えている。

本事業では、本市で活動する民間企業、NPO法人、協同組合、地域の産業等に携わる団体等に対して、地域活動に関する調査と分析等を行い、民間企業等有するノウハウや資源及び地域活動への潜在的な貢献意欲を掘り起こす。

把握した情報等については、各区に配置している生活支援コーディネーター(以下、「SC」という)への連携や本市HP上での公表により、地域住民とのマッチングや活動の実施につなげていくことで、高齢者が介護予防を「楽しむ」ために「多様なメニュー」を充実させ、健康寿命の延伸を図ることを目的とする。

(2) 業務内容

別添「民間企業が有する資源等の調査・連携推進業務委託 仕様書」(以下、「仕様書」という。)のとおり。

(3) 契約上限額

金22,500千円(消費税及び地方消費税を含む)

各年度の上限額は下記のとおり

令和7年度:7,500千円

令和8年度:7,500千円

令和9年度:7,500千円

※ 令和8年度以降の予算の編成過程で変更となる場合がある。

(4) 履行期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

(5) 履行場所

本市指定場所

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は契約金額以外の費用を負担しない。

(7) 本市から提供する資料

契約締結後、仕様書「12 発注者から貸与する資料等」(1)に記載する資料を貸与する。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のう

え、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料額

業務委託料の1か年度あたりの上限額は、2(3)のとおり(予定)であるが、本プロポーザルに係る企画提案において提出された「提案見積書(様式7)」に記載された金額とする(事業実施に係る人件費及び物件費を含む)。

(3) 委託料の支払

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(4) 契約書案

参考「業務委託契約書」のとおり

(5) 契約保証金

契約保証金 大阪市契約規則第37条の第1項第1号又は第3号に該当するときは免除
保証人 不要

4 参加資格等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること

イ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。

ウ 令和7・8・9年度本市入札参加有資格者名簿に登録している者にあつては、参加申請時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。

エ 令和7・8・9年度本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者については、公告時点において、引き続き1年以上営業等を行っており、かつ、納税義務者にあつては、消費税及びに地方税、市町村民税及び固定資産税を完納していること。

オ 官公庁や自治体による調査業務の受注実績があること。

5 スケジュール

- | | |
|---------------|----------------------|
| ● 公募開始 | 令和7年5月26日(月) |
| ● 質問受付 | 平成7年5月26日(月)～6月9日(月) |
| ● 質問に対する回答 | 令和7年6月16日(月) |
| ● 企画提案書類の提出期限 | 令和7年6月27日(金) |
| ● 選定結果通知 | 令和7年7月中旬頃 |
| ● 契約締結・事業開始 | 契約締結後、事業開始 |
| ● 事業完了 | 令和10年3月31日(火) |

6 応募手続きに関する事項

(1) 質問の受付・回答

ア 受付期間

公募開始から令和7年6月9日(月)午後5時30分まで

イ 提出方法

質問内容を「質問票」（別紙１）に記載し、電子メールに添付して提出すること。
※「件名」に「【質問：民間企業が有する資源等の調査業務委託】」と明記すること。

※電話や口頭（説明会含む）での質問は受け付けない。

【提出先：fa0266@city.osaka.lg.jp】

ウ 回答

受け付けた質問事項に対する回答は、令和７年６月16日（月）に福祉局ホームページにて行う。

（２）応募書類の提出

ア 提出書類

（ア）応募書（様式１）

（イ）法人の概要（様式２）及び法人役員名簿（様式３）

（ウ）誓約書（様式４）

（エ）民間企業が有する資源等の調査業務委託実施計画書（様式５）

以下の①～④の項目を記載すること。

（Ａ４版両面１２枚までとし、資格証明書等の写しなどの添付書類、表紙や目次は枚数制限に含めない。）

①本市の特性を踏まえた業務の実施方針

②業務の実施手法及び実施計画

③業務にかかる実施体制

④本業務に類似した実績等

（オ）再委託届出書（様式６）

（カ）提案見積書（様式７）

イ 提出部数

正本１部（記名・代表者印を押印したもの）と副本８部

※副本には記名・押印せず、事業者を特定できる箇所（事業者名・所在地・代表者名・ロゴマーク等）にはマスキングの処理を行うこと。

ウ 提出期限

令和７年６月27日（金）午後５時30分まで

エ 提出方法

持参及び郵送により提出すること。

※郵送で提出の場合、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

オ 提出場所

〒530-8201 大阪市北区中之島１-３-20 大阪市役所２階
大阪市福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課

７ 選定に関する事項

（１）選定方法

本企画提案の審査については、「大阪市民間企業が有する資源等の調査業務委託受託事業者選定会議」で行い、その意見を受けて選定する。審査の結果、合計点数が最も高い事業者を委託候補として選定する。

（２）選定基準

ア 基本的な考え方

(ア) 下記の提案審査評価項目に基づき、提出書類の内容について、選定会議委員の意見を聴取したうえで評価を実施し、合計点が最も高い提案者を受注予定者として選定する。

(イ) 合計点が最も高い提案者が２者以上（同点）の場合

①「技術点」が高い提案者を受注予定者とする。

②「技術点」も同じ場合、「実施手法・実行性」の合計点が高い提案者を受注予定者とする。

③その合計点も同じ場合、くじ引きにより受注予定者を決定する。

(ウ) 選定会議の委員全員の合計点が最も高い提案者の評価において、合計点が60点未満もしくは上記各項目に１項目でも０点がある場合は、受注予定者として選定しない場合がある。

(エ) 選定会議において、提案内容を審査した結果、契約締結にふさわしい提案者が存在しないと判断した場合は、受注予定者を選定しない場合がある。

イ 提案審査評価項目

評価項目			配点
1 技術点			計 90 点
	(1) 理解度	本事業の目的を理解したうえでの実施方針になっているか。	20 点
	(2) 実施手法 ・実行性	業務の実施手法が適正であるか。 工程の計画性、実施手順の妥当性、業務体制から、業務の実行性が確保できているか。	60 点
	(3) 実績	提案者に本業務にふさわしい業務実績があるか。	10 点
2 価格点			計 10 点
	事業費及び積算根拠 などの妥当性	企画提案書の内容に対して、妥当な経費及び積算根拠が示されているか。	10 点
合計点			100 点

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 参加資格を有しない者が提案を行うこと

イ 同一参加者が複数の提案を行うこと

ウ 選定会議委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること

エ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと

オ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること

カ 企画提案書類に虚偽の記載を行うこと

キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

ク 提出された企画提案書類が次のいずれかに該当する場合

(ア) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

(イ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

(ウ) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

ケ 見積書に記載の額が２（３）の契約上限額を超えているもの

(4) 選定結果の通知及び公表

すべての参加者に対し、令和7年7月中旬頃に通知するとともに、福祉局ホームページに掲載する。

8 その他

- (1) 企画提案書類の作成に要する費用は、応募者の負担とする。
- (2) 採用された企画提案書類は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象とする。
- (3) すべての提出書類は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書類は、審査・受注予定者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- (5) 企画提案書類の提出期限後における書類の提出、差替え等は認めない。
- (6) 本プロポーザルは受注予定者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務については、本市と協議を行い策定した仕様に基づき実施するため、必ずしも提案内容どおり実施するものではない。
- (7) 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- (8) 受注予定者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、企画提案審査において次順位以下となった参加者のうち、合計点が上位であった者から順に契約交渉を行うことができるものとする。ただし、選定会議委員の1人でも合計の評価点が60点未満もしくは7（2）に記載の各項目のうち評価が1項目でも0点がある者を除く。

9 提出先、問合せ先

担 当：大阪市福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課

住 所：〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所2階

電 話：06-6208-8060

Eメール：fa0266@city.osaka.lg.jp

受付については、午前9時から午後5時30分までとし、土曜日・日曜日・祝日及び月曜日から金曜日の午後0時15分～午後1時を除く。